

公共工事における週休 2 日制度の概要

背景

建設業の働き方改革を推進し、建設業が抱える担い手不足や労働環境の改善を図ることを目的として、平成 31 年度から市が発注する公共工事において週休 2 日制度を導入します。

対象工事

・市が発注する全ての工事

災害復旧等緊急を要する工事及び現場特性により工事の作業時間及び作業日数が特定される工事は除く

制度の概要

- ・一週間のうち、日曜日及び土曜日を休工日とする
現場作業、書類の作成及び整理等、工事に関する作業を行わない
- ・週休 2 日工事を実施する、実施しないは受注者が選択する
- ・やむを得ない場合は、休工日を別の日に振り替えることを可能とする
- ・取組の達成状況により、工事成績に加点する
達成できなくてもペナルティーは科しません
担当課発注工事は加点の対象とはしません

適用

平成 31 年 4 月 1 日以降に公告する工事

担当課発注工事は平成 31 年 4 月 1 日以降に入札する工事

週休 2 日工事に関する特記仕様書に基づく様式